

## 前期 第10問

午後10時10分、Xは街灯のない路地に停車させていた自己所有の普通貨物自動車(軽トラック)に乗り込み、業務として同車を運転していた。Xは道路標識により指定されていた最高速度30km/hを大幅に越えた65km/hで走行し、更にブレーキやハンドルを的確に操作する義務を怠り漫然と運転していた。しばらくして、Xは反対車線を対向して走行してきた車両に気がつき、それによって狼狽し、ハンドルを左に急転回したことによってガードレールに衝突しそうになったため、今度は慌ててハンドルを右に急転回させた。その結果自転車の走行の自由を失わせ、蛇行して進行した後、左斜め前方に暴走させ、道路左側に設置してあった信号柱に自車左側後部荷台を追突させた。その衝突により、助手席に乗っていたAに対し全治2週間を要する後頭部頭皮挫創を伴う脳震盪等の障害を負わせた。更に、後部荷台に乗車していたBとCを、衝突の衝撃によって荷台から道路に転落させ、両者に脳挫傷、頭蓋骨骨折、及び脳損傷の傷害を負わせ、搬送先の病院にて死亡させた。

B及びCは、Xの軽トラックが停車していた時、Xが同車に乗り込む前から荷台に忍び乗り込んでいた。荷台にはホロなどはかかっておらず、貨物はむき出しの状態であった。

Xの、B及びCに対する罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁判所第二小法廷 平成1年3月14日 決定